議案付託

五月十四日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案（閣法第一二号）　法務委員会に付託

税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約の締結について承認を求めるの件（閣条第四号）

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第八号）

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアイスランドとの間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第九号）

外交防衛委員会に付託

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律案（閣法第三七号）

農林水産委員会に付託

質問主意書転送

五月十四日次の質問主意書を内閣に転送した。

医療経済研究機構が厚生労働省より受託した「薬剤使用状況等に関する調査研究」によって指摘されたバイオシミラーの諸外国の使用状況に関する質問主意書（川田龍平提出）（第一〇五号）

人事異動

内閣府

島袋　俊夫　新垣　邦男　翁長　俊英

沖縄振興審議会委員に任命する（各通）（五月十日）

最高裁判所

判事兼簡易裁判所判事　朝倉　亮子

京都地方裁判所判事に補する

京都簡易裁判所判事に補する（四月二十五日）

判事兼簡易裁判所判事　大竹　優子

横浜地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

横浜簡易裁判所判事に補する（四月二十六日）

判事兼簡易裁判所判事　土井　文美

東京地方裁判所判事に補する

最高裁判所裁判所調査官に充てる

東京簡易裁判所判事に補する（四月二十八日）

旭川地方裁判所判事兼旭川家庭裁判所判事　戸田　久

名古屋高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　栗原　壯太

旭川地方裁判所判事に補する

旭川地方裁判所長を命ずる

兼ねて旭川家庭裁判所判事に補する

旭川家庭裁判所長を命ずる

旭川簡易裁判所判事に補する（以上四月三十日）

東京高等裁判所判事　高部眞規子

知的財産高等裁判所長を命ずる

大津地方裁判所判事兼大津家庭裁判所判事　大鷹　一郎

東京高等裁判所判事に補する

知的財産高等裁判所勤務を命ずる

部の事務を総括する者に指名する

福岡高等裁判所判事　西川知一郎

大津地方裁判所判事に補する

大津地方裁判所長を命ずる

兼ねて大津家庭裁判所判事に補する

大津家庭裁判所長を命ずる

大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　高橋　文清

福岡高等裁判所判事に補する

福岡高等裁判所宮崎支部勤務を命ずる

部の事務を総括する者に指名する

宮崎簡易裁判所判事に補する（以上五月五日）

東京簡易裁判所判事　猪瀬　芳昭

高崎簡易裁判所判事に補する（五月六日）

○定年退官

判事藤山雅行は四月二十九日限り定年退官

判事清水節は五月四日限り定年退官

簡易裁判所判事高野芳久は五月五日限り定年退官

簡易裁判所判事丹沢達明は五月六日限り定年退官

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、五月十三日午前九時四十五分御出門、生誕百五十年　横山大観展を御覧のため、東京国立近代美術館（千代田区）へ行幸啓、同十時十九分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、シエラレオネ国大統領ジュリウス・マーダ・ビオ閣下の大統領就任につき、五月十二日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成30年5月16日

東北地方整備局長　津田　修一

道路の種類	路線名	区間
一般国道	112号	山形市旅籠町1丁目265番3から同市城北町1丁目262番まで

法務

公証人任免

さきたま地方法務局所属公証人渡邊壯は願により公証人を免ぜられた。

栗原正史は公証人に任命され、さきたま地方法務局所属公証人渡邊壯の後任を命ぜられた。

中井隆司は公証人に任命され、神戸地方法務局所属元公証人水落徹男の後任を命ぜられた。（以上五月七日）（法務省）

国家試験

平成30年度1級建築施工管理技術検定実地試験（臨時）の実施について

平成30年度1級建築施工管理技術検定実地試験（以下「実地試験」という。）の受験資格を有する者のうち、平成30年度一級建築士試験（設計製図の試験）の受験資格を有する者であって、実地試験の試験日の変更を希望する者のための、「実地試験（臨時）」の実施について、施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第3条の規程により、次のとおり公告する。

平成30年5月16日

国土交通大臣　石井　啓一

1．試験日　平成30年11月11日（日）

2．試験地　札幌・仙台・東京・新潟・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・沖縄（※近郊都市を含む）

3．試験実施機関　一般財団法人建設業振興基金

4．変更申込受付期間　平成30年8月21日（火）～平成30年9月11日（火）

5．変更申込受付方法　簡易書留郵便による個人別申込みとし、締切日までの消印のあるものまで有効とする。

6．合格発表　平成31年2月1日（金）

平成30年度裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、高卒者区分）公告

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第47条の規定に基づき、次のとおり告知する。

平成30年5月16日

最高裁判所

第1　試験の名称　裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、高卒者区分）

第2　対象官職　裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の標準的な官職を定める規則（平成21年最高裁判所規則第6号）の別表1の項第3欄第6号、第11号及び第15号に規定する職制上の段階に属する裁判所事務官のうち、定型的な事務を行うことをその職務とする官職

第3　給与　この試験に合格して採用された場合には、原則として、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律第6条に規定する行政職俸給表(一)の1級5号俸の俸給が支給される。このほか、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の定めるところにより、諸手当が支給される。

第4　受験資格

1　次に掲げる者

(1)　平成30年4月1日において高等学校又は学校教育法に基づく中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）を卒業した日の翌日から起算して2年を経過していない者及び平成31年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

(2)　最高裁判所が(1)に掲げる者に準ずると認める者